

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
..... (自然環境課) 12

告 示

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 12
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課) 12

規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年8月14日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第71号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。
第16条第1項中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第518号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成24年8月14日
北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町北檜山区栄502の4（次の図に示す部

分に限る。）

- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年8月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 道路の種類 道道
- 路線名 下川雄武線
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
上川郡下川町珊瑚1118番2地先から 同郡下川町珊瑚1518番地先まで	前	16.87mから 19.79mまで	286.44m	—
	前	17.34mから 39.90mまで	311.87m	—
	後	16.87mから 19.79mまで	286.44m	—
	後	17.34mから 39.90mまで	311.87m	—
	後	10.95mから 18.90mまで	284.17m	—